労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第１号

中部地方交通審議会から中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）及び中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に中部運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号460－8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目２番１号」あて提出されたい。

平成27年１月７日

中部運輸局長　野俣　光孝

中部地方交通審議会の意見（要旨）

１．中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,400円」を「243,350円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,900円」に、部員「182,850円」を「184,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「173,700円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．中部海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「238,300円」を「240,000円」に、部員「177,500円」を「178,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．中部漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「192,000円」を「198,300円」に改正することが適当である。

４．中部漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「192,200円」を「198,500円」に改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成27年１月７日

関東地方整備局長　越智　繁雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

入札契約手続支援システムは、事業執行における工事・業務の業者選定等にかかる施工実績の確認や契約関係帳票、検査関係帳票の出力等の契約手続業務にかかる事務処理を適切かつ迅速に行うことを目的に構築され、入力したデータの蓄積を図ることにより、各種情報の検索を可能にしたシステムである。

入札契約手続支援システムは、入札・契約手続き時における重要なシステムであるため、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良については、迅速な対応をおこなわなければ業務の遂行が著しく困難となる。

また、業務において高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけではなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムに関する幅広い知識と経験が必要不可欠である。

このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている本システムの開発者を特定の者（以下「特定者」）として契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　平成27年度入札契約手続支援システム改良業務

⑵　業務内容

①　入札契約手続支援システムの改良　一式

②　入札契約手続支援システムの保守　一式

⑶　履行期限　平成27年４月１日～平成28年３月31日

３．業務目的

本業務は、入札契約手続支援システムに事務処理のさらなる効率化を図るための機能の追加及び、契約手続の運用変更等に伴うシステム改良を行うものである。

また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続業務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。

４．応募要件

⑴　参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1)　基本的要件

①　警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

③　平成25・26・27年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

１．資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

２．人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋑については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

2)　技術力に関する要件

①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結時点において受注者自ら構築できること。

②　契約締結時点において稼働している機能に改良が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。

3)　設備・システムに関する要件

業務実施上必要なシステムは以下のとおりとする。

①　開発に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

②　開発に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む）できること。

4)　業務執行体制に関する要件

以下の体制を確保できること

①　業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。

②　システム及びサーバにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。

③　緊急時及び障害発生時等に対応するため、監督職員と主任技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。

5)　業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の業務実績について、平成16年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、１件以上の実績を有していること。

①　同種業務

公共事業の入札契約手続を支援するWeb型システムの開発及び改良を行った業務

②　類似業務

Web型システムの開発及び改良を行った業務